

レクリエーション保険のお知らせ

デジカメウォーキングくらぶ
H17年 8月 24日

くらぶ会員の方達は当然ながら年令・体力・運動力など多少の違いがあります。散策の参加は当然ながら自己管理としていますが、これからも散策中に不慮の事故(怪我など)が生じないとは考えられません。この対応策として役員ができるだけ散策場所の下見を行い、安全面を確認していますが、事故(怪我)は突発的に起こります。階段の上り下り、散策道の凹凸など転倒、捻挫などの要因が潜んでいます。そのために、万一事故の備えて些少ですが、「傷害保険」に加入することにしています。

1. 保険会社と保険種類及び保険

- ①三井住友海上火災保険(株)『レクリエーション傷害補償プラン』
- ②保険金額
 - ・死亡、後遺症 500万円
 - ・入院保険日額 5,000円
 - ・通院保険日額 3,000円

【注】薬局などで薬・包帯などの購入は対象にならず、病院の治療に限られます。

2. 保険期間と保険料金支払先

- ①保険加入期間 毎年4/1～翌年3/31 1年更新
(但し、H17年度からH24年度まで 8/1～翌年7/31 1年更新としていました)
- ②保険料支払先 三井住友海上火災保険(株)代理店(株)ばんしょう

3. 保険の対象者

- ①契約者は『デジカメウォーキングくらぶ』会長
- ②被保険者は『デジカメウォーキングくらぶ・行事参加者』
(他団体主催散策の参加されての怪我などは対象になりません)
(参加者名簿は提出しませんので、個人情報が増えることはありません)

4. 保険の対象範囲

- ①『散歩』・・・これに準じた行事が対象
(散策も日帰りのみ対象・散策中に過激なスポーツ開催は対象になりません)
- ②保険適用範囲は散策当日に自宅出発から帰宅まで。但し、解散後に個人の都合で寄り道などは適用外になります。
(買い物や飲み会などで生じた事故は対象になりませんので、注意願います)

5. 万一事故にあわれた場合

- ①事故の日から30日以内に下記のと②に必ず連絡下さい
(それ以後だと支払いできないこともあります)
 - a. 三井住友海上火災保険(株)代理店(株)ばんしょう 046-230-5770
本社 厚木市岡田3050番地厚木アクストメインタワー24F 担当 石川 様
 - b. デジカメウォーキングくらぶ会長 中村 0463-93-8963 携帯 090-2626-9523
(当日の散策に参加した証明と事故現認書を代理店に提出します)
- ②保険金の支払い詳細の内容をお聞きになられる方は直接に上記の代理店もしくは三井住友海上火災保険(株)にご認下さい。事故の際は必ず詳細を確認して下さい。
(参考:三井住友海上火災保険(株)お客様デスク 03-3615-3110)

6. 保険料の徴集

- ①毎年くらぶ会員更新時期に年会費と一緒に500円を徴収します。また、途中入会者は年会費と同時に集金します。

7. 保険の更新

- ①保険の更新手続きは毎年3月に三井住友海上火災保険(株)代理店(株)ばんしょうへくらぶ三役が出向き更新を行う。
- ②手続き書類として次のものを作成して提出する。
 - 1. 行事参加者傷害保険・包括契約通知書(年度内、3～2月・行事内容と開催日、参加人員結果)
 - 2. 行事参加者名簿(結果)
 - 3. 行事(レクリエーション)参加者傷害保険 別紙明細書 (翌年度、3～2月・行事内容開催日、参加人員の見込)

以上